

津山市立久米こども園運営委託
に係るプロポーザル実施要領

津山市こども保健部

平成28年7月

1. 事業実施の趣旨

本市における幼児教育・保育の更なる充実に向け、民間活力の活用による効率的・効果的な保育所型認定こども園の運営を図ることを目的として、津山市立久米保育所（以下「久米保育所」という。）が平成29年度から移行して開園する保育所型認定こども園「津山市立久米こども園」（以下「久米こども園」という。）の運営を委託するもの。

2. 業務内容

久米こども園における幼児教育・保育業務（現在の久米保育所の保育概要は別紙1参照）

3. 業務履行期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

4. 応募資格条件

（1）応募資格条件（次のいずれかに該当する法人）

- ①津山市内の保育所の運営実績のある社会福祉法人
- ②津山市内の幼稚園の運営実績のある学校法人

（2）応募者の制限

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者は、応募者になることはできない。

5. 委託に当たっての諸条件

久米こども園を運営委託するに当たっての条件は、別添1の仕様書のとおりとする。

6. 委託対象保育所の見学

（1）見学日（予定）

平成28年8月1日（月）午後2時以降でこども課の指定する時間帯
（久米保育所駐車場集合）

（2）留意事項

- ①見学は、応募資格を有する事業者のみ参加できる。また、審査上、見学への

参加の有無は考慮しない。

②参加を希望する事業者は、平成28年7月29日（金）午後5時15分までにこども課こども政策係に電話（0868-32-2179）で連絡すること。

③見学会参加者数は、1事業者につき3名までとする。

7. 募集要領等に関する質問の受付・回答

本募集要領等の内容に関する質問については、次のとおり受け付けし、回答する。

(1) 質問の提出方法

質問事項等を記載した質問書（様式1）をFAXで提出すること。

(2) 受付期間

平成28年8月5日（金）～平成28年8月10日（水）

(3) 回答

平成28年8月12日（金）（予定）

(4) 質問書提出先

津山市こども保健部こども課こども政策係

FAX 0868-32-2161

(5) 質問及び回答の公開

本募集要領等に関する質問及び回答は津山市こども保健部こども課ホームページで公開する。

8. 応募申請手続

応募者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書（様式2）及び応募申請書（様式3）その他必要書類の提出期間

平成28年8月15日（月）～平成28年9月8日（木）

（受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分）

(2) 提出書類

別紙2のとおり

(3) 企画提案書についての内容の詳細

①書式

原則としてA4版白色系の用紙（再生紙可）を用いて次の作成例に基づきパソコンで作成し、黒色文字、横書き、左綴じとしてページ番号を付けること。ただし、記載内容に応じて任意の様式も可能とする。

津山市こども保健部こども課こども政策係

(6) 提出方法

持参又は郵送（期日必着）

(7) 辞退

参加表明後に選考を辞退する場合は、平成28年9月16日（金）までに参加辞退届（様式4）をこども課こども政策係宛に持参又は郵送すること。

9. 選考方法

公募型プロポーザル方式により選考する。

- (1) 委託先事業者は、津山市立久米こども園運営委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の選定内容に基づき、市長が決定する。
- (2) 選考方式は、書類審査並びに代表者のプレゼンテーション及びヒアリング審査（選定基準に関する提案内容）とし、選定委員会委員が各自評価・採点する。
- (3) 選定委員会委員の評価点の合計が最低基準（満点（「100点×評価者数」）の6割）以上となった応募事業者のうち、評価得点が最も高いものを候補事業者（優先交渉権者）として選定する。なお、応募が1事業者であった場合でも、評価得点が最低基準以上となる場合は候補事業者となる。
- (4) 選考結果は、すべての応募事業者に書面で通知する（10月初旬を予定）。この場合において、候補事業者として決定されなかった事業者がその理由について説明を求めることができる期間は、通知を受けてから7日以内とする。
- (5) 選考の結果、適切な候補事業者がいない場合又は応募がない場合は、候補事業者なしとした上で再募集することがある。

10. プレゼンテーション及びヒアリング審査

企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

(1) 実施日時及び場所

別途通知する。（9月26日（月）を予定）

(2) 実施時間

40分程度 $\left[\begin{array}{l} \text{プレゼンテーション 30分以内（厳守）} \\ \text{質疑応答 10分程度} \end{array} \right]$

(3) 出席者

3名までとする。ただし、当該法人の役員、職員及び所長候補者に限る。

(4) 準備物

機器を使用する場合は、応募事業者において準備すること。ただし、スクリーンは会場備え付けのものを使用することができるので、希望する場合は事前に申し出ること。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの順番

応募申請受付順とする。なお、辞退者が出た場合は、順次繰上げる等の方法により対処する。

1 1. 委託事業者決定までのスケジュール（再掲）

(1) 参加表明書及び応募申請書等の提出期間

平成28年8月15日（月）～9月8日（木）

(2) プレゼンテーション及びヒアリング審査

平成28年9月26日（月）（予定）

(3) 選定結果の通知・公表 平成28年10月初旬（予定）

1 2. 実施要領等の公表

(1) 公表方法

本件の業務委託に関する実施要領等の資料は、津山市こども課ホームページにおいて公表する。

(2) 公表書類

①実施要領 本書

②仕様書 **【別添1】**

③津山市立久米こども園運営委託事業者選定基準 **【別添2】** ほか関連書類

1 3. 留意事項

(1) 市が必要と認める場合は追加書類の提出を求めることがある。

(2) 申請に関し必要な費用は、応募事業者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等のうち、採用をした提案の著作権は、本市に帰属する。

(4) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲で複製することがある。

(5) 提出された全ての書類は返却しない。

(6) 提出された企画提案書等は、公正性、透明性及び客観性を期するため、提案事業者の了解を得た上で公開することがある。

(7) 企画提案書等の作成のために本市が提示した資料は、本市の了解なく他の目的に使用することはできない。

(8) 委託事業者決定後、当該事業者名を公表する。

1 4. 連絡先

〒708-8501 津山市山北 520 番地
津山市こども保健部こども課こども政策係
電 話 0 8 6 8 - 3 2 - 2 1 7 9
F A X 0 8 6 8 - 3 2 - 2 1 6 1